

令和5年度
新型コロナウイルス感染症に係る
対応報告書

(令和5年4月～令和6年3月)

令和6年9月
福生市

目次

1	はじめに	1
2	感染者数の推移	2
	(1) 国内の感染状況について	2
	(2) 市内の感染状況	3
3	本市の対応等	4
	(1) 国、東京都、福生市などの主な動き（時系列）	4
	(2) 市役所及び各公共施設等の主な対応	5
	(3) 福生市におけるワクチン接種事業	5
4	本市の取組（分野別）	9
	(1) 感染症拡大防止対策	9
	(2) 市民の生活対策	15
	(3) 子ども・子育て対策	16
	(4) 教育対策	17
	(5) まちの事業者対策	19
	(6) その他の対策	19
5	これまでの取組に対する評価	22
	(1) 感染症拡大防止対策	22
	(2) 市民の生活対策	23
	(3) 子ども・子育て対策	23
	(4) 教育対策	24
	(5) まちの事業者対策	24
	(6) その他の対策	24
6	ワクチン接種への対応	26
	(1) 職員の体制	26
	(2) 接種の期間と対象	27
	(3) 接種券と接種予約	27
	(4) ワクチン接種会場	28
	(5) ワクチン接種会場への移動支援	28
	(6) 予防接種健康被害救済制度	29

1 はじめに

令和2年1月に国内初の患者が発生して以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、瞬く間に感染範囲を広げ、令和2年4月7日には、東京都を含む7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定による緊急事態宣言が発出され、同年4月22日にはついに福生市内においても感染者が確認されました。その後も、新型コロナウイルスは変異を続け、感染は拡大し、福生市は全力をもって感染防止に努めるも、令和5年度末までに計8回もの流行の波を数え、数多くの感染者が発生することとなりました。

新型コロナウイルスは、世界中の人々の生活に変化をもたらしました。リモートワークの浸透によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の急速な進展、長期化した感染症の流行が教育や経済に与えた影響は大きく、市の様々な事業や取組もコロナ禍において、未曾有の事態に対し、柔軟な対応や変化、新たな考え方をもって対処することが求められました。

本報告書は令和2年度版、3年度版、4年度版と、当該年度における福生市の新型コロナウイルス感染症への対策等をまとめ、記録をしてまいりました。令和5年5月8日に、これまで「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」とされていた位置づけが「5類感染症」へと移行されることとなりましたが、新型コロナウイルス感染症自体は消滅したわけではなく、今後も感染拡大期が訪れる可能性は十分にあります。しかしながら、これを一つの区切りとし、令和2年度から市内各部署が市民の安全安心のために取り組んできた対策・対応を評価・まとめることで、万が一後年において再び私たちの生活を脅かす感染症がまん延した際の一助となることを願い、報告書として記録します。

最後に、コロナ禍において、数多くの福生市民の命を守ってきた医療関係者に敬意を表するとともに、感染拡大防止に取り組んでいただいた全ての市民に感謝を申し上げます。

2 感染者数の推移

(1) 国内の感染状況について

令和4年11月頃から令和5年1月下旬まで続いた感染拡大「第8波」は連日、全国で10万人以上の新規感染者が確認され、令和5年1月6日に最大感染者数246,751人を記録し、また、令和5年2月2日には都内において3シーズンぶりに季節性インフルエンザの流行注意報が発表され、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されました。

しかしながら、第8波の都内新規感染者数は第7波より少なく、感染が落ち着きつつある状況の中、令和5年1月27日には国の新型コロナウイルス感染症対策本部にて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置付ける方針を決定しました。

また、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「マスク着用の考え方の見直し等について」が公表されました。これまでは屋外では、マスク着用は原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日以降は、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となりました。

令和5年4月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部では、令和5年5月8日から基本的対処方針を廃止することが決定され、令和5年4月28日、閣議において、新型コロナウイルス感染症対策本部を同じく5月8日に廃止することが決定されました。

令和5年5月8日時点で国内の累計感染者数は約3,380万人、東京都だけでも約440万人となり、これは国内全人口の約27%、東京都では約32%にものぼる方が新型コロナウイルスに感染したこととなります。5類感染症への移行後は、新規感染者数の全数把握が無くなり、全国約5,000か所の指定された「定点医療機関」から週1回、感染者数などの報告を受ける「定点把握」に変わりました。

その後、7月から8月にかけて感染は拡大し、11月中旬には落ち着きを見せましたが、令和6年1月に厚生労働省から発表された報告によると、「1月15～21日に定点医療機関から報告されたコロナ感染者数は1医療機関当たり12.23人」で、1医療機関当たりの感染者数が10人を超えるのは、令和5年9月以来で、再び感染者が増加していることが分かりました。

(2) 市内の感染状況

国の「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、令和4年9月26日から、感染症法に基づく医師の届出の対象が全国一律で変更されることとなりました。これにより、福生市内における新型コロナウイルス感染症による感染者数は、東京都より公表されないため、把握が不可能となっています。

3 本市の対応等

(1) 国、東京都、福生市などの主な動き（時系列）

		国等	東京都	福生市
令和5年	4月	<p>14 5類感染症移行後の療養期間の考え方として、発症の翌日から5日間は外出を控えることが推奨と示される</p> <p>27 5月8日に5類感染症へ移行することを正式決定</p> <p>29 全ての入国者に対して、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチンの接種証明書（3回）」の提出が不要</p>	<p>28 第81回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催、同会議の廃止を決定。都民・事業者への要請・協力依頼を終了。</p>	<p>(3/28) 一般会計補正予算（第1号）可決</p> <p>27 第462回福生市新型コロナウイルス等対策本部会議を開催し、同対策本部会議の廃止及び「福生市新型コロナウイルス等対策本部の設置及び新型コロナウイルスによる感染症に対する対策方針について」等、同対策本部会議で決定した内容の廃止を決定</p>
	5月	<p>5 世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスに関する「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を終了すると発表</p> <p>8 感染症法上の位置付けを5類感染症へ移行 基本的対処方針の廃止</p>	<p>7 5類以降に伴い終了する事業（福祉保健医療分野） うちさば東京、陽性者登録センター、東京都新型コロナウイルス治療薬等コールセンター、新型コロナ・オミクロン株コールセンター、有症状者・濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布、PCR等検査無料化事業、東京都発熱相談センター、自宅療養者フォローアップセンター、守ろう東京・新型コロナ対策医療支援寄附金、TOKYO ワクシオンアプリ</p> <p>8 東京都感染症対策連絡会議設置</p>	<p>1 第117回福生市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部会議を開催し、同会議は廃止。なお新型コロナウイルスワクチン接種については、国が示すガイドライン、方針等に基づき、継続</p> <p>2 第464回福生市新型コロナウイルス等対策本部会議を開催し、同会議は廃止</p>

		国等	東京都	福生市
		新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止 厚生労働省による毎日の感染者数公表を終了		16 一般会計補正予算（第2号）可決
	19	全数把握から定点把握に変更後、初の感染者数公表		
	6月			30 一般会計補正予算（第3号）可決
	7月			27 福生市健康被害調査委員会開催
	8月		22 第1回東京都感染症対策連携協議会開催	
	9月	1 「内閣感染症危機管理統括庁」発足		29 一般会計補正予算（第5号）可決
	10月	1 新型コロナウイルス感染症の治療薬について、一部自己負担に変更		
	11月		7 国・東京都合同新型インフルエンザ等対策訓練を実施	
	12月			
令和6年	1月			
	2月			
	3月	5 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について発出		26 一般会計補正予算（第10号及び第11号）可決

（2）市役所及び各公共施設等の主な対応

令和4年度と同様に、令和5年度を通して感染症蔓延防止対策としての市内公共施設の閉庁、閉館、業務時間の短縮等措置は行いませんでした。

（3）福生市におけるワクチン接種事業

令和2年度から実施してきたワクチン接種事業は、令和5年度は「令和5年春開始接種」及び「令和5年秋開始接種」にて更なる推進を図り、また今後の定期接種化を見据えた準備を行いました。

なお、令和5年春開始接種は令和5年5月8日から、令和5年秋開始接種は令和5年9月20日から開始となりました。

ア ワクチン接種に係る主な事項

(ア) 根拠

予防接種法第6条第1項、第2項

予防接種法附則第7条1項の規定に基づく予防接種の指示

(令和3年2月16日付け厚生労働省発健021第1号)

令和4年12月9日施行の予防接種法の一部改正により特例臨時接種の法的根拠である予防接種法附則第7条は廃止され、改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、これまでの大臣指示について、改正予防接種法第6条第3項の指示とみなして継続実施することを可能としています。

(イ) 特例臨時接種

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

※令和5年3月8日付、厚生労働大臣による「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正により、令和5年3月31日までとされていた新型コロナワクチン接種の特例臨時接種としての実施期間が、令和6年3月31日までに延長

(ウ) 公的関与規定の適用見直し

令和5年5月8日以降に実施する追加接種については、重症化リスクが低い者（65歳以上の者、基礎疾患を有する者以外の者）に対する予防接種法上の公的関与規定の適用を除外することとなりました。

※初回接種については、5月8日以降も公的関与規定の適用を継続

(エ) 接種予約受付

次の方法により実施

a 電話予約（令和3年4月28日から開始）

福生市新型コロナワクチン接種コールセンター（ナビダイヤル・有料）

b Web予約（令和3年5月7日から開始）

パソコン・スマートフォン向けサイトによる予約

※ 高齢者については、あらかじめ予約を設定し、予約日時を記した案内文を接種券送付時に同封

イ ワクチン接種事業経過

令和5年4月1日に健康課健康管理係ワクチン接種担当の職員配置を変更し、ワクチン接種担当主幹の下、主査1人、主任2人、主事1人となりました。令和5年5月8日からは全国的に「令和5年春開始接種」が開始され、対象者は、初回接種（1・2回目接種）が完了し、最後に接種した日から3か月以上経過した65歳以上の方、5～64歳で基礎疾患を有する方、医療従事者等の方。続いて令和5年9月20日からは「令和5年秋開始接種」が開始となり、10月15日は相互乗り入れ接種の一環として、日の出町民の接種受入れを行い、11月4日からは羽村市、瑞穂町との相互乗り入れ接種を開始しました。令和6年3月末時点での令和5年秋開始接種の接種率では、東京都市部では最も高い接種率となりました。

ウ ワクチン接種の状況

(単位：人)

対象者	種別	人口 (R5. 1. 1)	実施者数 (R6. 3. 31)	接種率	備考
65 歳以上	第 1 回	15, 502	14, 666	94. 61%	
	第 2 回		14, 619	94. 30%	
	第 3 回		14, 114	91. 05%	
	第 4 回		13, 691	88. 32%	
	第 5 回		12, 762	82. 32%	
	第 6 回		11, 155	71. 96%	
	第 7 回		9, 229	59. 53%	
	計		90, 236		
全体	第 1 回	56, 201	46, 445	82. 64%	生後 6 か月以上
	第 2 回	56, 201	46, 182	82. 17%	生後 6 か月以上
	第 3 回	56, 201	39, 060	69. 50%	生後 6 か月以上
	第 4 回	56, 201	27, 981	49. 79%	生後 6 か月以上
	第 5 回	54, 511	20, 316	37. 27%	5 歳以上
	第 6 回	51, 875	13, 605	26. 23%	12 歳以上
	第 7 回	51, 875	10, 304	19. 86%	12 歳以上
	計		203, 893		

※実施者数は事業開始からの累計値を掲載

4 本市の取組（分野別）

本市における庁内各部署の取組については、次の6つの分野ごとに区分するものとししました。

- (1) 感染症拡大防止対策 (2) 市民の生活対策 (3) 子ども・子育て対策
(4) 教育対策 (5) まちの事業者対策 (6) その他の対策

(1) 感染症拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の早期の終息を目指し、市内感染者の拡大を防止するとともに、感染症流行下においても行政サービスの著しい低下を招かないよう、衛生物品の配備やサービス内容の見直し、会議や行事の中止や延期等の対応など、庁内各部署及び公共施設等において感染予防のために必要な対策を実施しました。

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
議場及び委員会室等における感染防止対策	各階に消毒液を設置した。 委員会室に大型空気清浄機を設置した。	通年	—	議会事務局
相談室内の感染症拡大防止対策	感染防止パネル、空気清浄機の設置	通年	—	秘書広報課
福生市表彰式における感染症対策	感染症への配慮を行った上で、表彰式を開催した。	令和5年7月1日	客席を指定席として来場者管理を行うとともに、アルコール消毒液の設置及び市民や事業者等と接する従事職員のマスク着用といった感染症への配慮を行った。	総務課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
平和のつどい における感染症対策	感染症への配慮を行った上で、平和のつどいを開催した。	令和5年8月13日	アルコール消毒液の設置及び市民や事業者等と接する従事職員のマスク着用といった感染症への配慮を行った。	総務課
避難所の感染症対策を想定した防災訓練の実施	福生市総合防災訓練において、避難所の感染症対策を想定し、簡易間仕切り等を活用した避難スペースの設営訓練などを行った。	令和5年10月15日	実施場所：市立小・中学校及び防災食育センター（指定避難所） 訓練参加者：市職員（避難所対応班）、市立小・中学校教職員、自主防災組織等	防災危機管理課
時差出勤の実施	感染予防、感染拡大防止の見地から、「時差出勤」の対応を公共交通機関利用者のみ限定して実施した。	令和5年5月7日まで	必要な職員に対して全課で実施	職員課
感染予防・感染拡大防止環境の維持に関する周知・啓発	職員は、手洗い等の手指衛生、マスクの着用等に加え、ソーシャルディスタンスの確保等、感染予防・感染拡大防止に資する環境維持のため、注意喚起等を行った。	通年	庁内通知件数：1回	職員課
特別休暇の実施	令和2年度に規定を整備した新型コロナウイルスの影響により子の養育や親の介護を要する職員等の「特別休暇」の実施を継続した。	令和5年5月7日まで	必要な職員に対して全課で実施	職員課
ワクチン接種に係る職免等の実施	新型コロナワクチン接種について、接種に要する時間は職務専念義務を免除する対応とするとともに、ワクチン接種に伴う副反応が発生した場合は「特別休暇」の取得が可能となる取扱いを継続した。	令和5年5月7日まで	必要な職員に対して全課で実施	職員課
テレワークの本格実施	感染症まん延時等における業務の継続性を確保するため、テレワークに必要な事項を定める要領及び情報通信環境等を整備した上での試行実施を令和3年度から継続して実施し、施行実施時の課題を整理した上で、令和4年10月から本格実施を開始した。令和5年度も継続して実施した。	通年	全課で実施	職員課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
庁舎における感染症拡大予防	庁舎における感染症拡大予防対策として、空気清浄機の借り上げを行った。	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	業務用空気清浄機 12台	契約管財課
庁舎及びもくせい会館における感染症拡大予防	庁舎及びもくせい会館の感染症予防対策として、各入口に来庁者用の消毒液の設置や窓口の除菌用に担当部署へ配布した消毒液の補充液を購入した。	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	アルコール消毒液 (15kg) 2缶	契約管財課
キャッシュレス決済及びセミセルフレジの活用	引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止や新しい生活様式に対応するためにキャッシュレス決済及びセミセルフレジを活用し、手数料の現金以外での納付方法を選択できる体制を確保した。	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年度のキャッシュレス決済等の利用状況 総件数36,206件のうち6,338件、全体件数の17.5%	総合窓口課
福東会館における感染症拡大予防	感染対策消耗品 (アルコール消毒液・ウェットティッシュ) を購入、配備し、利用時の感染対策の徹底を図った。	通年	アルコール消毒液・ウェットティッシュを配備し、利用時の感染対策の徹底を図った。	協働推進課
輝き市民サポートセンターにおける感染症拡大予防	感染対策消耗品 (アルコール消毒液・ウェットティッシュ) を配備し、備品等の消毒など利用時の感染対策の徹底を図った。	通年	アルコール消毒液による備品等の消毒のほか、感染対策消耗品を配備し、利用時の感染対策の徹底を図った。	協働推進課
新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大と自宅療養者の増加に伴い、食料品等の購入ができない市民に食料品・衛生用品の支援を行った。	令和5年4月1日～ 令和5年5月7日	支援対象1世帯、4人	社会福祉課
生活保護事務における感染症対策	居宅への訪問による生活状況の確認から、電話等による生活状況の確認とする対応を行った。	令和5年4月1日～ 令和5年5月7日	電話等での近況確認件数：延749件	社会福祉課
集団接種会場送迎タクシー利用助成事業	新型コロナウイルスワクチン接種に伴い、集団接種会場までの高齢者への交通支援として、タクシーを利用する方の乗車費用の一部 (1乗車当たり自己負担額500円を超える費用) を助成した。	通年	送迎回数：3,171回	障害福祉課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
感染症対策を徹底した敬老大会の実施	「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が実施するイベント等に関する取扱方針」等に基づき、感染症対策を徹底することにより、敬老大会を実施した。	令和5年9月10日	1席ずつの間隔を空けた座席指定かつ収容率を50%以下とし、申込制による2回公演にて実施した。 延べ参加者数：456人	介護福祉課
要介護（要支援）認定の有効期間の延長	要介護（要支援）認定の新規申請、区分変更申請を除く更新申請時に限り、申出書により有効期間を1年間延長可能とした。	通年	1,196件	介護福祉課
住宅改修に伴う現地確認における感染予防	要介護（要支援）者からの住宅改修申請に際し、以前は現地確認を行っていたが、感染拡大防止のため書類と電話にて審査した。	通年	書類審査：116件	介護福祉課
BCG予防接種の感染リスク低減	BCG予防接種時における感染リスクを低減するため、受付時間を3段階に設定して実施	月1回（年間12回）実施	受診者を分散させ実施することで、感染拡大防止のための環境を整えた。	健康課
高齢者肺炎球菌予防接種の実費負担軽減	高齢者及び60歳から64歳で基礎疾患があるものの肺炎球菌の定期予防接種費用の実費負担を軽減	通年	対象者：2,303人 接種者：633人	健康課
休日診療事業	新型コロナウイルス感染症が5類となった令和5年5月8日（月）以降、福生市休日診療所（保健センター実施分）において時間帯を分けて発熱者診療を実施した。	令和5年5月8日～ 令和6年3月31日	休日診療所開設日数：59日 発熱診療延べ患者数：346人 非発熱診療延べ患者数：87人	健康課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
新型コロナウイルスワクチン接種事業	予防接種法、予防接種法施行規則により定められた新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を実施した。	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和4年度に引き続きワクチン接種体制の確保と推進を図った。 ・市内接種数計：26,863（延べ） 1回目接種数：32人 2回目接種数：40人 3回目接種数：103人 4回目接種数：461人 5回目接種数：3,918人 6回目接種数：12,618人 7回目接種数：9,691人 ※令和6年3月31日現在 ・新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種健康被害調査委員会開催 1回 ・オミクロン株対応1価ワクチン（オミクロン株XBB.1.5）接種開始 ・新型コロナウイルスワクチン接種の御案内はがき発送 ・近隣自治体との相互乗り入れ接種開始 ・申込フォームによる接種券発行申請の受付開始	健康課
3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の感染リスク低減	乳幼児健康診査事業における、3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の対象者の来場時間を指定し、分散させて実施することで密集を防ぎ、感染拡大防止のための環境を整えた。	通年	対象者：981人 受診者：935人	健康課
学童クラブの衛生環境整備	感染防止用の消耗品や備品等の整備、消毒・清掃その他必要な感染症対策を行うことにより、学童クラブにおける衛生環境整備を行った。	通年	各学童クラブにおいて、感染症対策に必要な消耗品等の購入を行った。	子ども政策課
児童館の衛生環境整備	感染防止用の消耗品や備品等の整備、消毒・清掃その他必要な感染症対策を行うことにより児童館における衛生環境整備を行った。	通年	各児童館において、感染症対策に必要な消耗品等の購入を行った。	子ども政策課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
例月出納検査 における感染症対策	例年、監査委員事務局執務室内にて実施しているものを、面積が広い会場(第1棟2階第1会議室や庁議室等)を確保して実施した。	(令和5年) 4月25日、5月26日、6月28日、7月31日、8月23日、9月28日、10月30日、11月27日、12月26日 (令和6年) 1月30日、2月22日、3月25日	年間監査計画に定めた日程により、実施場所等を検討しながらの実施となった。	監査委員事務局
定期監査における感染症対策	例年、監査委員事務局執務室内にて実施しているものを、面積が広い会場(第1棟2階第1会議室等)を確保して実施した。	令和5年11月2日～11月6日、令和6年1月18日～1月25日	年間監査計画に定めた日程により、実施場所等を検討しながらの実施となった。	監査委員事務局
財政援助団体等監査における感染症対策	例年、監査委員事務局執務室内にて実施しているものを、面積が広い会場(第1棟2階第1会議室)を確保して実施した。	令和6年1月19日	年間監査計画に定めた日程により、実施場所等を検討しながらの実施となった。	監査委員事務局
体育施設における感染症拡大防止対策	感染症拡大防止のため、利用者用のアルコール消毒液を購入し、体育施設に設置した。	通年	アルコール消毒液6缶	スポーツ推進課
イベント開催の制限	国、都等のガイドラインのイベント開催制限に従って、大規模施設(福生市民会館大小ホール)の運営を行った。	随時	—	公民館
公民館ふっさ	誌面講座の実施	令和5年8月1日号 令和6年2月15日号	誌面による公民館主催講座開催回数：2回	公民館
図書館における感染症拡大防止対策 (1)	図書館の来館者用の消毒液を設置する等、感染症対策を実施した。	①～③通年 ④令和5年10月13日まで ⑤令和5年5月まで	①消毒液 ②施設の換気、消毒 ③飛沫感染防止シート等の設置(わかざり、わかたけ、武蔵野台) ④飛沫感染防止シート等の設置(中央図書館臨時窓口) ⑤返却資料の消毒	図書館

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
図書館における感染症拡大防止対策(2)	「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」等に基づき、一部サービスを休止する等の感染症対策を行った。	令和5年5月まで	・密を避けた利用の要請 ・イベント定員の制限、実施時間の短縮	図書館
図書館における感染症拡大防止対策(3)	中央図書館に自動貸出機を設置し、接触機会の低減を図った。	令和6年1月24日	リニューアルオープンに合わせて中央図書館で自動貸出機の運用を開始した。	図書館

(2) 市民の生活対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の臨時休業や失業状態等となったことにより収入が減少して生活が困窮している市民等への生活支援や、既存の給付事業における要件緩和などを行いました。

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
(国民健康保険) 傷病手当金	国民健康保険加入者の被用者で、新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われることにより、会社を休み、事業主から十分な給与等を受けられない場合に傷病手当金を支給する。	令和5年5月7日まで	令和5年度：4件	保険年金課
(後期高齢者医療制度) 傷病手当金	後期高齢者医療制度の被保険者で、感染又はは感染が疑われることにより、会社を休み、事業主から十分な給与等を受けられない場合に傷病手当金を支給する。また、このことについて、広報、ホームページ等により広く周知した。	令和5年5月7日まで	東京都後期高齢者医療広域連合が受付と審査により決定し支給する。 申請件数：0件	保険年金課
後期高齢者医療保険料の減免	感染症の影響により収入等が減少したことで、後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合、後期高齢者医療保険料の減免が受けられる。また、このことについて、広報、ホームページ等により広く周知した。	令和3年度分 令和4年度分 (申請受付令和5年5月31日まで)	福生市で申請受付し、東京都後期高齢者医療広域連合の審査により減免を決定する。 申請件数：0件	保険年金課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
プレミアム付 商品券事業	新型コロナウイルス感染症感染拡大により落ち込んだ地域経済及び食料品価格等の物価高騰を鑑み、令和4年度に引き続き、域内消費の早期回復を図るとともに、新しい日常における市民の生活応援（市民への還元策）として、地域消費喚起を促し、地域経済の活性化を図った。	令和5年8月1日～ 令和6年2月22日	1冊当たり10,000円で13,000円分利用できる商品券（プレミアム率30%）を30,000冊販売した。	シティセールス推進課
住民税非課税世帯物価高騰支援給付金給付事業	住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円の「住民税非課税世帯物価高騰支援給付金」を給付した。	令和5年7月1日～ 令和5年12月28日	支給件数：6,962件	社会福祉課
高齢者へのシニアお買物券の配布	令和4年度に引き続き、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響と、エネルギー・食料品価格等の物価が高騰している状況を鑑み、年金で生活し収入の増加が見込めない高齢者に対して家計支援のための商品券（1万円相当）を配布した。	令和5年9月15日～ 令和6年1月31日	延べ配布者数15,820人	介護福祉課

(3) 子ども・子育て対策

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子どもや子育て世代が安心して生活ができるよう、経済的支援などを行いました。

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
産後ケア事業所物価高騰支援給付金	産後ケア事業所に対し、物価の高騰の影響を軽減するための給付金を支給した。	令和5年7月1日～ 令和6年3月31日	森田助産院・宮岡助産所（短期入所型、通所型、居宅訪問型実施）に対し各70,600円 大聖病院（短期入所型実施）に対し51,000円 合計192,200円を支給	健康課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)	児童扶養手当受給者等に対し、対象児童1人当たり5万円を支給する特別給付金を支給した。	令和5年5月16日～ 令和6年3月31日	児童数：780人 支給額：39,000,000円	子ども育成課
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)	令和4年度実施の同給付金対象者及び非課税相当の低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を支給する特別給付金を支給した。	令和5年5月16日～ 令和6年3月31日	児童数：812人 支給額：40,600,000円	子ども育成課

(4) 教育対策

新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童・生徒の新たな学びの機会の確保や、GIGAスクール構想の推進に向けた教育ICT環境の更なる整備、「新しい生活様式」を踏まえた学校生活の定着に向けた取組などを行いました。

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
各小中学校便所清掃回数増	令和2年度7月以降、各校の便所清掃の回数を増やすことで衛生環境を維持し感染予防を図った。	通年	委託料の増額	教育総務課
GIGAスクール構想の推進	GIGAスクール構想の更なる推進のため、令和3年1月に全児童・生徒へ配備したタブレット端末や、令和3年度に配備した電子黒板及び大型ディスプレイ等の積極的な活用を図った。	通年	各校にて継続活用	教育指導課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
ガイドラインの作成	福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインを改訂し、コロナ禍での教育活動の継続を支援した。(令和5年5月7日ガイドライン廃止)	令和5年5月7日まで	令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行したことに伴い、令和5年5月7日付けでガイドラインを廃止。	教育指導課
学校における感染者発生に伴う臨時休業	市内小・中学校において、児童・生徒及び教職員が新型コロナウイルス陽性となり、臨時休業を行った。	令和5年9月13日～14日	学級閉鎖 1件	教育支援課
小・中学校における感染予防	小・中学校における感染予防のための新型コロナウイルス感染症対策用消耗品及び給食用衛生用品を購入等した。	通年	アルコール消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル及び給食用衛生用品として配膳用手袋、牛乳パック等分別回収袋、給食用白衣等クリーニングなど	教育支援課
小・中学校における感染予防	福生市学校保健会より小・中学校における感染予防対策用消耗品の提供があった。	通年	アルコール消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル等	教育支援課
給食献立の変更	パンを個包装とした。	令和5年5月7日まで	個包装代 1個5円	教育支援課
給食食材調達事業	コロナ禍における食料品の物価高騰への対応として、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費を増額することなく賄材料費を増額した。	令和5年4月1日～令和6年2月29日	児童・生徒にかかる賄材料費に対し、物価高騰分を12.84%として、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用した。	教育支援課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
感染症関連資料の収集	新型コロナウイルス感染症関連資料の収集に努めた。	通年	—	生涯学習推進課
掲示物の作成	感染症拡大防止に関する掲示物を作成・掲示した。	随時	—	公民館

(5) まちの事業者対策

新型コロナウイルス感染症の拡大と、国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置等による営業時間短縮要請などに伴い、業況が悪化した市内事業者等を対象に、キャッシュレス決済の促進や融資制度の拡大などの支援を実施しました。

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
セーフティネット保証制度等に係る認定事務	セーフティネット保証制度等に関し、事業所所在地の自治体が認定事務を行った。	通年	認定件数：52件	シティセールス推進課
市内事業者等への融資支援	中小企業振興資金融資条例等を改正し、中小企業振興資金融資（運転資金）の利用上限の引き上げ及び償還における据置期間を延長した。 ・運転資金及び借換資金における融資限度額引き上げ（1,000万円→1,500万円） ・据置期間の延長（6か月→12か月）	令和5年4月1日～ 令和5年6月30日	該当件数：3件	シティセールス推進課

(6) その他の対策

新型コロナウイルス感染症に係る市長のメッセージの発信や、庁内各部署が展開する取組に関する情報発信を随時行うとともに、住民票や印鑑証明書等の各種証明書の発行手数料の減免や、感染症に対応する医療従事者等に対する財政的支援を実施しました。

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国の交付金）の活用	新型コロナウイルス感染症等の影響に起因する物価高騰の影響を受けている市民生活や地域経済の支援等に要する経費に充当した。	通年	令和5年度実績額：353,575,000円 (13事業に活用)	企画調整課
YouTubeでのライブ配信	市民会館の大・小ホールで実施した式典やイベントを、自宅等でも閲覧できるように、YouTubeで動画のライブ配信を行った。	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	ライブ配信数 13本	秘書広報課
庶務事務システム等の実施	市職員のテレワーク実施に資する庶務事務システム等について、令和4年度より本格的に使用を開始した。令和5年度も継続して実施した。	通年	全課で実施	職員課
住民票の写し等の証明書の交付手数料の免除	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を鑑み、貸付けや融資等の生活支援・経済対策の申請等に必要な証明書等の交付について、窓口（郵送を含む。）での本人の申出に基づき、当該交付に係る手数料を免除した。 (適用する証明書等) 住民票の写し、課税（非課税）証明書、印鑑登録証明書及び納税証明書（コンビニ交付については適用除外）	令和5年4月1日～ 令和5年9月30日	【窓口】住民票の写し1件 課税（非課税）証明書0件 印鑑登録証明書0件 納税証明書0件 【郵送】0件	総合窓口課
障害福祉サービス事業所に対する物価高騰支援給付金の支給	障害福祉サービス事業所に対し、コロナ禍における物価の高騰の影響を軽減するため給付金を支給	令和5年9月、10月	40事業所 計10,330,000円	障害福祉課
介護サービス事業所に対する物価高騰支援給付金の支給	介護サービス事業所に対し、コロナ禍における物価の高騰の影響を軽減するため給付金を支給	通年	76事業所 23,520,000円	介護福祉課

対応の名称 (又は事業名)	対応の内容 (又は事業概要)	実施日 又は期間	実績	所管課
介護認定審査会のオンライン化	感染症対策として、オンラインによる介護認定審査会を開催した。	通年	オンラインによる開催回数 31回	介護福祉課
地域体育館指定管理者休業等補償金	新型コロナウイルス感染症への対応による収入の減収等について、令和4年度分を補償した。	令和6年3月	3,588,000円（令和4年度分）	スポーツ推進課
市営プール指定管理者休業等補償金	新型コロナウイルス感染症への対応による収入の減収等について、令和4年度分を補償した。	令和6年3月	2,544,000円（令和4年度分）	スポーツ推進課

5 これまでの取組に対する評価

令和2年4月22日に福生市内ではじめて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、令和5年度末まで、福生市では市民の命を守るため、様々な対策事業や取組を実施してきました。感染症法上の位置付けが令和5年5月8日に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策も一つの区切りとし、総括としてこれまでの取組について担当課評価を行いました。

◆評価基準◆

「将来、新型コロナウイルス感染症と同様の感染症が再び蔓延した場合に、当該事業（又は取組）が感染対策として有効であるか」を、現在の視点から振り返り、次のとおり評価を実施。

- ◎：一定の実績・効果があったため、同様の事業（取組）実施が有効である。
- ：一定の実績・効果があったが、一部改善して実施することが必要である
- △：一定の実績・効果は出なかったため、改善をして実施することが必要である。
- ×：一定の実績・効果は出なかったため、実施はしなくてよい。

（1） 感染症拡大防止対策

	全事業数	◎	○	△	×
令和2年度	130	127	3	0	0
令和3年度	97	93	4	0	0
令和4年度	61	60	1	0	0
令和5年度	40	39	1	0	0

各年度90%以上の事業・取組が、「一定の実績・効果があったため、同様の事業（取組）実施が有効である。」と評価されました。

○と評価された事業については、確定申告等の受付業務について、会場の感染対策を行うと同時に、電子申告等会場に来所する人数そのものを減らす対策を一層進めたほうがよいとの意見がありました。また、従前まで対面式により開催していた会議を、感染症対策として書面開催としたが、飛散防止パネルの活用やオンライン開催を検討したほうがよいとの意見がありました。

(2) 市民の生活対策

	全事業数	◎	○	△	×
令和2年度	15	15	0	0	0
令和3年度	15	15	0	0	0
令和4年度	16	16	0	0	0
令和5年度	5	5	0	0	0

新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者自立支援事業の相談件数が、令和元年度が391件であったものが、令和2年度1,558件と急増しました。このため市は相談員を2人から5人とする対策をとり、その後、年度を経るごとに相談件数は落ち着きを見せました。(令和3年度1,088件、令和4年度596件)

また、コロナ禍は世界的な原材料価格高騰をもたらし、電気代、ガソリン代、食料の物価上昇率はアメリカや欧州において特に顕著でした。我が国においても物価高騰の影響は大きく、感染症の影響による収入等減少救済策と物価高騰対策は一体的な対策が必要となりました。

(3) 子ども・子育て対策

	全事業数	◎	○	△	×
令和2年度	13	13	0	0	0
令和3年度	7	7	0	0	0
令和4年度	6	6	0	0	0
令和5年度	3	3	0	0	0

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子どもや子育て世代が安心して生活ができるよう、福生市独自の支援策としてウェルカム赤ちゃん臨時特別給付金や子育て世帯への1億円キャッシュバック事業を実施しました。また、コロナ禍において、子どもを預けている保護者も保育園の敷地に入れないといった対応をとらざるを得ない施設もありましたことから、子ども育成課と秘書広報課が連携し、市内16の保育園の動画を撮影・編集をし、福生市公式YouTubeチャンネル「メディアラボ」で公開をしました。

(4) 教育対策

	全事業数	◎	○	△	×
令和2年度	25	24	1	0	0
令和3年度	19	19	0	0	0
令和4年度	9	9	0	0	0
令和5年度	10	10	0	0	0

就学援助及び特別支援教育就学援助費受給者に対し、学校休業中の昼食代に対する補助を実施しましたが、令和6年度から学校給食費の全額公費負担が開始となり、給食費相当額の扶助を支給する必要がないため、○評価としています。

(5) まちの事業者対策

	全事業数	◎	○	△	×
令和2年度	10	10	0	0	0
令和3年度	8	8	0	0	0
令和4年度	2	2	0	0	0
令和5年度	3	3	0	0	0

コロナ禍における市内事業者支援として、専門家による事業者向けよろず支援相談窓口を開設し、経営状況の悪化に伴う資金繰りの相談や、国又は東京都の各種支援策の申請サポート等を行いました。また、地域経済及び消費の早期回復を図るとともに、新しい日常における市民の生活応援を目的とするプレミアム付商品券事業や福生市商工会が行うキャッシュレス決済ポイント還元事業への支援、及び感染症対策を継続的に強化できるよう感染症対策物品等の購入費等を1事業者当たり最大3万円助成する感染症対策強化支援事業を実施するなど、産業振興に努め、いずれの取組も功を奏したと評価しています。

(6) その他の対策

	全事業数	◎	○	△	×
令和2年度	31	31	0	0	0
令和3年度	18	18	0	0	0
令和4年度	15	15	0	0	0
令和5年度	8	7	0	0	1

新型コロナウイルス感染症に際し、テレワーク環境整備や試行実施、庶務事務システムの整備など、デジタル・トランスフォーメーション（DX）に関する事業や取組が大きく前進しました。

×評価とした取組については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を鑑み、貸付や融資等の生活支援・経済対策の申請等に必要な証明書等の交付について、申出に基づき、係る手数料を免除するものでしたが、対象としていた貸付、融資等が順次、申込受付終了となったため、日本政策金融公庫等の実施する貸付の終了時期と合わせて、令和5年度途中に終了をしました。なお同事業は令和2年度から実施しており一定の実績をあげていましたが、令和5年度は受付が1件のみであったため、×評価としています。

6 ワクチン接種への対応

(1) 職員の体制

令和2年1月の新型コロナウイルス感染症流行開始当初から、福祉保健部健康課が主となって、感染症に関して、市民からの問合せに対応し、問合せ先や受診の目安、予防策としての手洗い、うがい、マスクの着用などについてホームページに掲載し、市民に周知を図りました。

国は令和2年度第2次補正予算において、ワクチン研究開発の早期実用化に向けた取組や、ワクチンを迅速に生産し、速やかに接種を可能とする体制整備に関する予算を盛り込むなど、ワクチン接種開始に向けた準備が急速に推し進められ、令和3年2月17日から、特例臨時接種として実施されることとなりました。

福生市においては、令和3年1月1日付けで、ワクチン接種体制の構築を行うため、健康課健康管理係へ主査1人、主任1人が兼務として配置、続いて令和3年4月1日付けで同課に対し、ワクチン接種担当主幹を1人、課長補佐1人を配置しました。このうち1人が、ワクチン接種を行う集団接種会場にて立ち合いを行っていましたが、接種の推進及び今後の拡大を見据えて、令和3年5月24日から、主査3人を含む8人に健康管理係職員1人を加えた9人の職員（兼務含む。）を、集団接種チーム、個別接種チーム、運営管理チームの3つのチームに分けて業務にあたることとしました。

・各チームの主な担当内容は次のとおりです。

集団接種チーム	集団接種会場に関する事務 会場従事者の労務管理に関する事務 委託事業者との調整に関する事務 ワクチンの運搬に関する事務
個別接種チーム	病院・クリニックとの調整に関する事務 医療機関意向確認に関する事務 高齢者施設接種に関する事務 障害者施設接種に関する事務
運営管理チーム	接種券発送に関する事務 コールセンターの運営に関する事務 予算管理に関する事務 補助金に関する事務

その後、令和3年9月及び10月に兼務職員の入れ替えを行い、新たに主査2人、係員7人の兼務職員が、一層の接種推進と収束の兆しを見せない感染症に対し、円滑に追加接種を行えるよう、対応に当たることとなりました。

令和4年度に入り、ワクチン接種担当主幹の下、主査2人、係員4人は兼務としての配置ではなくなり、新たに4人の兼務職員を迎えた体制で引き続き接種を実施し、チームの所掌事務も、柔軟に課題に対処できるよう接種に対応するチームと運営管理を行うチームへと編成しました。

令和5年度には、感染症法上の類型が2類相当から5類に移行されたこと、接種体制確保が一定の軌道に乗ったこと等の理由から、兼務職員を解除し、ワクチン接種担当主幹と主査1人、係員3人の体制としました。10月1日から課長補佐職を1人加え、令和6年度以降の接種について、体制の検討と準備を行うこととしました。

(2) 接種の期間と対象

新型コロナウイルス感染症は令和3年2月17日から、定期接種とは異なり、まん延予防上緊急の必要性があると認めるときに行う予防接種法上の臨時的接種である「特例臨時接種」として実施されました。期限については複数回延長され、最終的に令和6年3月31日までとされました。

なお、期間内における接種は、初回接種（1回目及び2回目）以降の追加接種（3回目から7回目）を、令和3年12月1日以降は第1期追加接種、令和4年5月25日以降は第2期追加接種、令和4年9月20日以降は令和4年秋開始接種、令和5年5月8日以降は令和5年春開始接種、令和5年9月20日以降は令和5年秋開始接種と区分されました。

接種開始当初は16歳以上の全ての国民が対象とされましたが、医療体制の維持や重症化予防のため医療従事者や高齢者等を優先して接種し、その後優先接種以外の対象者へ接種が推し進められました。対象についても徐々に拡大され、最終的には生後6か月まで引き下げられることとなりました。

(3) 接種券と接種予約

接種を受けるに当たり、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることを確認できる接種券が必要とされたため、福生市においても迅速的確な接種券の作成と配送が実施されました。また、医療機関等において、ワクチンの接種

前に問診、検温及び診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べるとともに、接種券を貼付し、費用請求を行うために予診票を作成する必要がありました。

接種券、予診票、そして過去例を見ないワクチン接種事業に関して様々な情報提供をするための案内を同封し、多い場合は何万通もの封筒を発送する必要が発生し、特に初回接種等の初期段階では、適切な数のワクチンが市へ配送されるか、不透明な部分が多く、接種を求める多くの方に対しどれほどの接種体制が組めるのか、それに合わせどれほどの接種券を送付するべきか、判断の難しい問題がありました。

接種の予約は、予約システムやコールセンターを用い、接種希望者自ら予約をとるといった方法でしたが、主に高齢者等はシステムの操作が難しく、家族等複数人が一斉に対象者の接種予約の架電をしたため、コールセンターもつながらない状況となり、混乱を来したことが反省となっています。

この問題に対応するため、市では、福祉保健部を主として予約支援事業を実施、また接種券送付時に一部の対象者層の予約を事前に市にて行い、接種日時を指定する形式に変更するなど、高齢者等の接種機会確保につながる取組を行ったところ、当初の混乱は大きく改善することとなりました。

(4) ワクチン接種会場

福生市は、まずはじめに福生地域体育館を集団接種会場として開設し、接種対象の拡大等に合わせ、接種可能な医療拠点を拡大しました。

集団接種会場	・ 福生地域体育館（福生市武蔵野台 1-8-7） ・ 保健センター（福生市福生 2125-3）
個別接種	・ 公立福生病院（福生市加美平 1-6-1） ・ 市内医療機関

そのほか、東京都が行う大規模接種として都庁展望室、立川南ワクチン接種センター、都内医療機関、防衛省・自衛隊が行う大規模接種として大手町合同庁舎等が開設され、接種を希望する方の接種機会確保を国・都・市町村をあげて、取り組みました。

(5) ワクチン接種会場への移動支援

新型コロナワクチン接種促進のため、高齢者の方が集団接種会場へ往復に利用

されるタクシーについて、乗車の際に接種券又は接種済証を運転手に対し提示し、集団接種会場利用者であることを確認しすることで、1回乗車当たり500円を超える費用を助成しました。利用者はタクシー会社を5社から選ぶことができ、接種後の待機するスペースに電話機を置くなど、利便性向上に努め、高齢者の接種推進に大きく貢献する取組となりました。

(6) 予防接種健康被害救済制度

予防接種が原因とみられる健康被害は、予防接種法第15条の規定に基づく救済給付があり、新型コロナワクチン接種についても、この制度が適用されます。福生市予防接種健康被害調査員会にて調査を行った後、東京都を經由の上、厚生労働省へ進達。疾病・障害認定審査会にて審査され、予防接種の副反応が原因とみられる健康被害の被害者に対して、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料が支給されます。

新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度申請等状況

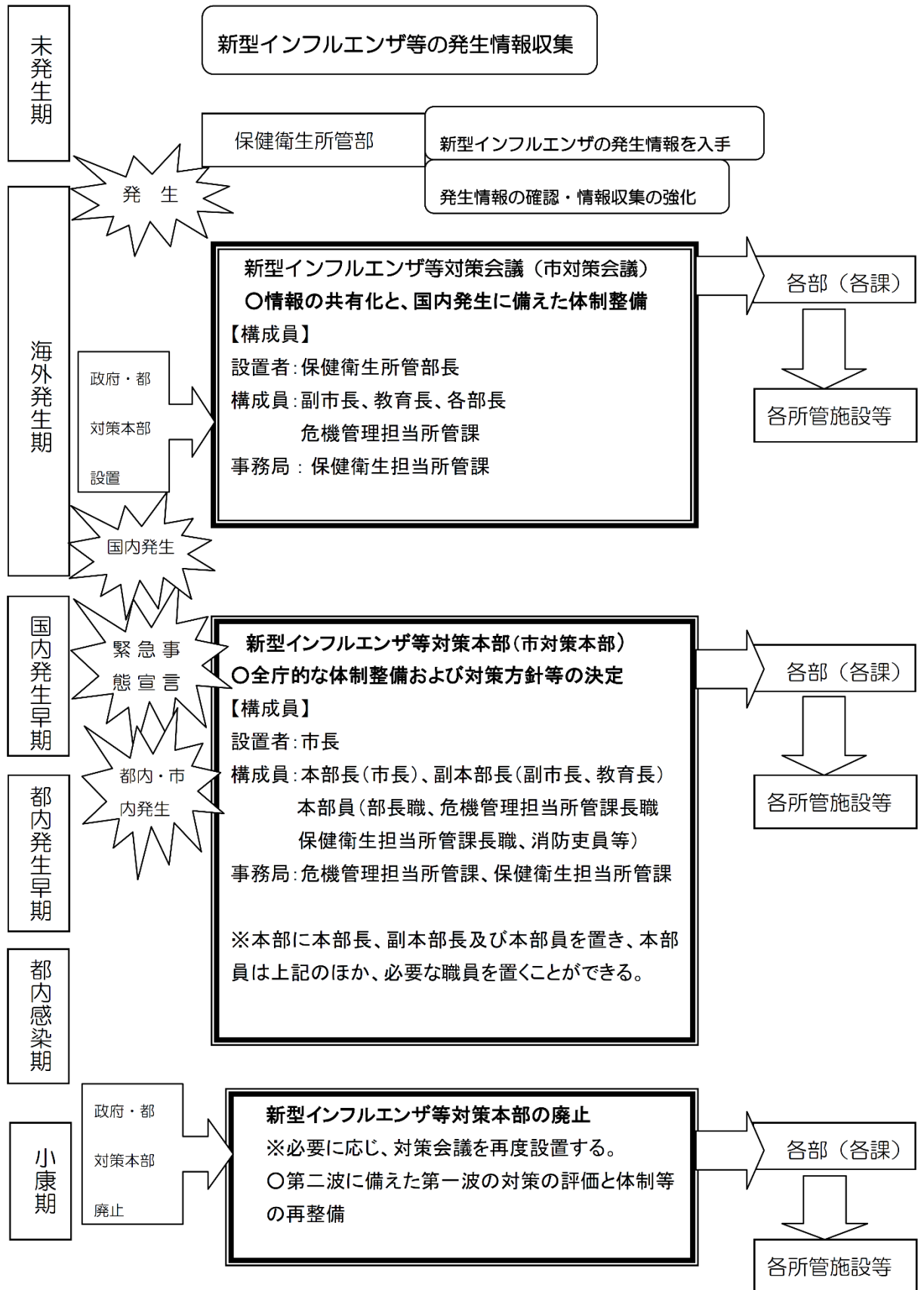
年度	申請件数	調査委員会 付議件数	認定数	否認数
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	5	5	0	1
令和5年度	1	1	2	1

※厚生労働省における審査途中の案件や申請年度を越えて次年度に認否の回答がある場合があります。

7 資料編

- (資料1) 感染症発生時における危機管理体制イメージ
- (資料2) 福生市新型インフルエンザ等対策本部条例
- (資料3) 福生市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則
- (資料4) 福生市新型インフルエンザ等対策本部会議開催状況
- (資料5) 福生市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部設置要綱
- (資料6) 福生市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部開催状況
- (資料7) 新型コロナウイルス感染症に関する投書について

(資料1) 感染症発生時における危機管理体制イメージ
 (福生市新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)



(資料2) 福生市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 6 月 25 日条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、福生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、福生市（以下「市」という。）が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(職員)

第 3 条 本部に新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 前項に規定する者のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

3 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第 5 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部の設置)

第 6 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料3) 福生市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成25年6月25日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、福生市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(本部長)

第3条 本部長は、市長をもって充てる。

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、前条に規定する者のほか、福生市庁議等に関する規則（昭和51年規則第20号）第2条第1号に規定する部長、総務部安全安心まちづくり課長、福祉保健部健康課長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長並びに福生消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから 指名する者をもって本部員に充てることができる。

(会議の審議事項)

第6条 会議は、次に掲げる事項について、本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び市民への適切な方法による情報提供に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延防止に関すること。
- (3) 市内の生活環境の保全その他市民の生活及び地域経済の安定に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関すること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策の実施に係る他の自治体その他の関係機関との連携に関すること。
- (6) 新型インフルエンザ等対策の実施における事業継続に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(会議の構成)

第7条 会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(代理の順序)

第8条 条例第4条第2項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、第1順位を副市長である副本部長とし、第2順位を教育長である副本部長

とする。

(職務権限)

第9条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(資料4) 福生市新型インフルエンザ等対策本部会議開催状況

開催回	開催日	主な議題等
第454回	令和5年4月3日	・市内感染者発生状況及びワクチン接種状況について（情報共有）
第455回	令和5年4月10日	・市内感染者発生状況及びワクチン接種状況について（情報共有）
第456回	令和5年4月17日	・市内感染者発生状況及びワクチン接種状況について（情報共有）
第457回	令和5年4月20日	・市内感染者発生状況について（情報共有）
第458回	令和5年4月21日	・市内感染者発生状況について（情報共有）
第459回	令和5年4月24日	・市内感染者発生状況及びワクチン接種状況について（情報共有）
第460回	令和5年4月25日	・市内感染者発生状況について（情報共有）
第461回	令和5年4月26日	・市内感染者発生状況について（情報共有）
第462回	令和5年4月27日	・新型インフルエンザ等対策本部の廃止等について
第463回	令和5年5月1日	・新型インフルエンザ等対策本部の廃止等について ・市内感染者発生状況及びワクチン接種状況について（情報共有）
第464回	令和5年5月2日	・市内感染者発生状況について（情報共有）

(資料5) 福生市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部設置要綱

令和3年2月5日決定

(設置)

第1条 福生市における新型コロナウイルスワクチン接種について、円滑な実施を図るため、福生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に福生市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る方針及び総合調整に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。
- (3) その他新型コロナウイルスワクチンの接種に係る必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 実施本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 実施本部長は、会議を代表し、会議を総括する。
- 3 実施本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長又はあらかじめ実施本部長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 実施本部長は、必要があると認めるときは、実施本部員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第4条 実施本部で決定した事項は、必要に応じて、対策本部に報告するものとする。

(庶務)

第5条 実施本部の庶務は、福祉保健部健康課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	福祉保健部参事
統括本部員	総務部長 企画財政部長 福祉保健部長
本部員	企画財政部企画調整課長 企画財政部財政課長 企画財政部情報政策課長 総務部職員課長 総務部総務課長 市民部総合窓口課長 市民部保険年金課長 福祉保健部社会福祉課長 福祉保健部障害福祉課長 福祉保健部介護福祉課長 子ども家庭部子ども家庭支援課長 教育部スポーツ推進課長 福祉保健部主幹（事務局長）

※必要と認めるときは、本表に掲げる者以外の者を本部員に加えるものとする。

(資料6) 福生市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部会議開催状況

開催回	開催日	主な議題等
第113回	令和5年4月3日	・新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（情報共有）
第114回	令和5年4月10日	・新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（情報共有）
第115回	令和5年4月17日	・新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（情報共有）
第116回	令和5年4月24日	・新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（情報共有）
第117回	令和5年5月1日	・新型コロナウイルスワクチンの接種状況について（情報共有） ・新型コロナウイルスワクチン接種実施本部の廃止について

(資料7) 新型コロナウイルス感染症に関する投書について

(期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 施策別（事務報告書に掲載している施策別分類）

市長への手紙

(単位：件)

		内訳	件数			内訳	件数
都市基盤	都市計画・まちづくり	0	0	生活環境	ごみ・リサイクル	0	0
	交通	0			生活環境	0	
	道路	0			防災・防犯	0	
	上下水道	0			公園・緑化	0	
保健福祉	高齢・介護福祉	0	1	教育文化	学校教育	0	0
	障害福祉	0			生涯学習・文化	0	
	健康・一般福祉	1					
	子ども・子育て	0					
行財政	行財政運営	0	0	合 計			1
	税務・保険・年金等	0					
	地域振興	0					
	職員関係	0					
	その他	0					

お問合せ・ご意見

(単位：件)

		内訳	件数			内訳	件数
都市基盤	都市計画・まちづくり	0	0	生活環境	ごみ・リサイクル	0	0
	交通	0			生活環境	0	
	道路	0			防災・防犯	0	
	上下水道	0			公園・緑化	0	
保健福祉	高齢・介護福祉	0	7	教育文化	学校教育	0	0
	障害福祉	0			生涯学習・文化	0	
	健康・一般福祉	7					
	子ども・子育て	0					
行財政	行財政運営	0	0	合 計			7
	税務・保険・年金等	0					
	地域振興	0					
	職員関係	0					
	その他	0					

2 案件別（投書内容による案件別分類）

（単位：件）

案 件		市長への 手紙	お問合せ ・ご意見	合 計
1 各施設における 対応や対策につい て	（1）公共施設	1	2	3
	（2）学校（小・中学校）	0	0	0
	（3）保育園	0	0	0
	（4）その他の施設	0	0	0
2 市民生活への支援について		0	0	0
3 事業者への支援について		0	0	0
4 イベント等の開催について		0	0	0
5 市民及び事業者への自粛要請、周知について		0	0	0
6 感染者数について		0	1	1
7 新型コロナワクチン接種について		0	4	4
8 その他		0	0	0
合 計		1	7	8

令和5年度
新型コロナウイルス感染症に係る
対応報告書

(令和5年4月～令和6年3月)

令和6年9月発行

編集・発行 福生市 総務部防災危機管理課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>